

米子市優良建設工事表彰要領の一部を改正する要領

米子市優良建設工事表彰要領（平成17年11月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 優良建設工事の表彰（次項、<u>第4条第5項及び第6条</u>において単に「表彰」という。）は、米子市が発注する建設工事（次項第2号において「市発注工事」という。）のうち入札に係るものであって、かつ、市内に本店を有する建設業者が施工したものを対象とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、表彰の対象としない。</p> <p>(1) 当該建設工事の契約を締結した日から認定日（<u>第4条第5項</u>の規定による認定を行う日をいう。）までの間に指名停止処分を受けているとき。</p> <p>(2)・(3) [省略]</p> <p>(優良建設工事の選定等)</p> <p>第3条 総務部契約検査課長は、次に掲げる部門別に優良建設工事と認定されるべきと思われる建設工事を選定し、これを次条の優良建設工事認定審査会に推薦するものとする。</p> <p>(1)～(9) [省略]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p><u>(10)・(11)</u> [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(優良建設工事認定審査会)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p>	<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 優良建設工事の表彰（次項及び<u>第4条第4項</u>において単に「表彰」という。）は、米子市が発注する建設工事（次項第2号において「市発注工事」という。）のうち入札に係るものであって、かつ、市内に本店を有する建設業者が施工したものを対象とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、表彰の対象としない。</p> <p>(1) 当該建設工事の契約を締結した日から認定日（<u>第4条第4項</u>の規定による認定を行う日をいう。）までの間に指名停止処分を受けているとき。</p> <p>(2)・(3) [省略]</p> <p>(優良建設工事の選定等)</p> <p>第3条 総務部契約検査課長は、次に掲げる部門別に優良建設工事と認定されるべきと思われる建設工事を選定し、これを次条の優良建設工事認定審査会に推薦するものとする。</p> <p>(1)～(9) [省略]</p> <p><u>(10) 維持補修部門</u></p> <p><u>(11)・(12)</u> [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(優良建設工事認定審査会)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2 [省略]</p>

3 委員は、審査を行う上で必要と認めるときは、当該委員の属する課の職員のうちから指定する者に、その職務を代理させることができる。

[新設]

4 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。この場合において、前項の規定により委員がその職務を他の者に代理させる場合は、当該代理する者として出席する者の数を出席委員の数に算入するものとする。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。[後段新設]

5・6 [省略]

4・5 [省略]

(表彰)

第5条 市長は、前条第5項の規定による認定を受けた優良建設工事を施工した建設業者に対し表彰状を授与するものとする。

(表彰)

第5条 市長は、前条第4項の規定による認定を受けた優良建設工事を施工した建設業者に対し表彰状を授与するものとする。

(庶務)

第6条 表彰に関する庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(庶務)

第6条 優良建設工事の表彰に関する庶務は、総務部契約検査課において処理する。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この要領は、令和3年2月15日から施行し、この要領による改正後の米子市優良建設工事表彰要領の規定は、令和3年度以後の年度において行う同要領第2条第1項に規定する表彰について適用する。